

第 434 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 5 年 8 月 1 日（火）午後 1 時 32 分から午後 3 時 07 分
- 2 場 所 九段第三合同庁舎 11 階 共用会議室 1 - 1
- 3 出席者 公益代表委員 6 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名

都留会長 お待たせしました。定刻になりましたので、ただいまより、第434回東京地方最低賃金審議会を始めます。

主任賃金指導官 お手元の資料の確認をさせていただきます。本日お配りしております資料は、資料（その1）、資料（その2）、資料（その3）及び「参考」の4点です。不足等ありましたら事務局にお申し付けください。

都留会長 ありがとうございます。続きまして、委員の出欠状況について、事務局から報告してください。

主任賃金指導官 御報告申し上げます。

本日は、公益代表委員 6 名、労働者代表委員 6 名、使用者代表委員 6 名に御出席をいただいております。委員定数 18 名のうち、全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項による定足数である、全委員の 3 分の 2 以上、または各側委員の各 3 分の 1 以上を満たしておりますことを御報告いたします。

都留会長 それでは、お手元にお配りしております議事次第に従い、議事を進めていきます。

議事（1）ですが、令和 5 年 7 月 28 日付で、中央最低賃金審議会におきまして、答申が出されています。

中央最低賃金審議会からのメッセージがあるとのことですので、事務局は上映の準備をお願いいたします。

賃金課長 答申につきましては、お手元の資料（その3）の、167ページ以下に答申文等が載っておりますので、そちらを参照しながらお聞きいただいたほうがよろしいかと思っております。（その3）の167ページ以下になります。

(動画上映・視聴開始)

戎野中賃会長代理 中央最低賃金審議会の戎野と申します。令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委

員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと存じます。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表①②の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表③は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比

は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にありますが、しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会で提示いたしました資料については、地域別のものも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の上げが着実にされるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整

理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

(動画上映・視聴終了)

都留会長 それでは、「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」
という標題の答申内容に関して、事務局から説明をお願いします。

賃金課長 ただいま中央最低賃金審議会より詳細な御説明がございましたが、説明
のなかったところ等につきまして、私のほうから補足させていただければ
と思います。

資料（その3）の167ページを御覧ください。167ページ、168ページが
答申本文文となっております。

1、2につきましては、例年どおりでございます。

1 目安につきましては、その金額に関し、中央最低賃金審議会として
意見の一致をみるに至らなかった。

2 しかしながら地方最低賃金審議会における審議に資するため、公益
委員見解及び目安小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示する。

としております。

4以下は、昨年と違う表現が入ってきております。

4でございます。継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については
労使共通の認識であり、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、
生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底
し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に要
望する。

5としまして、支援策のところでございますが、特に業務改善助成金に
ついては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響
を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の拡充を求
める。また、周知等の徹底を要望するとなっております。

6は、新しく加わった項目でございます。中小企業・小規模事業者の賃
上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、も
のづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一
層の強化に取り組むことが必要。その際、赤字法人においても賃上げを促
進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討するこ
とも必要。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用で

きるよう、周知の徹底を要望する。

となっております。

7については、昨年とほぼ同じ記載でございますが、価格転嫁対策についてということで、新たな記載としましては、「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、というのが加わっております。

続きまして、169 ページ、公益委員見解が載っております。

1につきましては、先ほど中賃から御説明がありました東京を含めまして、Aランク 41 円、以下、Bランク 40 円、Cランク 39 円というのが引上げ額の目安として示されております。

2につきましても、詳細御説明がございました3要素、アの賃金が 169 ページに載っております。イの通常の事業の支払能力につきましては 170 ページ以下記載がございました。ウの労働者の生計費につきましては 171 ページ以下に記載がございました。これら最低賃金法9条第2項の3要素について検討を行ったということでございます。

172 ページの3パラ目でございますが、エとしまして、「各ランクの引上げ額の目安」というところで、こちらも言及がございましたが、総合的に勘案した結果として、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては、4.3%を基準として検討することが適当という見解が示されております。

また、地域間格差についての御記載がその後でございます。Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当。この結果、仮に目安どおりの都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率が79.6%から80.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小するというところでございます。

173 ページの「政府に対する要望」、また、174 ページの「地方最低賃金審議会への期待」については、省略させていただきます。

その後、参考資料としまして、昨年と同様資料が多数ついてございます。175 ページから 187 ページになります。

昨年度の参考資料と比較をしまして、今年度新たに追加になった資料について、御紹介させていただきます。180 ページの上段、「価格転嫁の状

況①」、また下段「②」、181 ページ下段「法人企業統計でみた労働生産性の推移」、182 ページ下段「令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移」、183 ページ下段「消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移」、184 ページ下段「電気・ガス価格激変緩和対策事業」、185 ページ上段「標準的な家庭における電気料金の試算結果」、同じく下段「雇用人員判断D. I の推移（過剰-不足）」これらが追加されたものでございます。

189 ページ以降には、目安小委員会報告が載っております。労働者側見解、使用者側見解がございますので、紹介させていただきます。

労働者側見解でございます。

最低賃金法第1条にある法の目的を再認識した議論を行うべき。

本年の春季生活闘争は、コロナ禍で落ち込んだ経済からの回復のみならず、日本社会のデフレマインドを払拭し、局面を転換する大きな意味を持った労使交渉であり、この賃上げの成果を、社会へ広く確実に波及、賃上げの流れを中長期に継続する必要がある。

物価上昇が働く者の生活に大きな打撃を与えている。

生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇がとりわけ最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫している。

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の政策効果により足元の表面上の消費者物価指数の数値が押し下げられていることから、この政策が終了する10月以降も見通して議論しなければならない。

人材不足が顕著な中小企業・零細事業所においてこそ、むしろ人材確保・定着の観点で最低賃金を含む賃上げが急務である等の御主張がなされました。

以上を踏まえまして、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要との御主張があったということでございます。

また190ページの中ほど、「使用者側見解」を御紹介させていただきます。

国内企業物価指数は消費者物価指数よりも高い水準である。

業況判断D Iはマイナス圏で推移し、先行きについては悪化を見込んでいる業種が多くなっている。

小規模事業者の景況感は中規模事業者と比べて回復が遅れている。

ゼロゼロ融資の本格的な返済が始まることなどを受けて、上半期の倒産も全業種にわたり増加し、小規模企業の倒産が多い。

今年の春季労使交渉では、中小企業を含め、多くの企業が大幅な賃上げを実施しているものの、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた中小企業が一定程度存在している。

最低賃金の大幅な引上げとなれば、経営上の負担感の増大やコスト増に耐えかねた廃業・倒産が増加することが懸念される。

いわゆる「年収の壁」を踏まえ、就業調整が行われることで、近年の最低賃金額の大幅な引上げが、労働者の実質的な所得向上につながっていない事例も生じている。

地域別最低賃金は、強行法規であることから、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を担わせない配慮が必要である等の御主張がされました。

今年度の最低賃金を引き上げることの必要性は理解しているとしつつ、以上を踏まえて、今年度の目安審議においても、3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査」のとりわけ「第4表」の賃金上昇率の結果を最も重視するとした上で、様々なデータに基づいて審議を尽くし、全国の企業経営者に対し納得感のある目安を示す責務があることを強調されたとのことでございます。

191 ページにございますが、「意見の不一致」について、目安小委員会においては、上記労使の意見は一致せず、目安を定めるには至らなかった、とのことです。

公益委員見解等については、既に御紹介されましたので省略させていただきます。

目安答申についての事務局からの説明は以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、御質問はございますか。

よろしいですか。

それでは、中央最低賃金審議会答申により示された目安を踏まえ、労使各側から現段階における基本的な考え方の表明をお願いします。

まず、労側からお願いします。

田代委員

それでは、現時点での労働者側の意見といたしますか、考え方を御説明させていただきますかと思っております。

中賃の公益代表委員の説明動画、本当にありがとうございました。細かく理解できました。

前回7月3日の第433回の審議会において、私が所属しております連合東京から首都東京において目指すべき水準は時給1,500円という要請書を出させていただいたことを御紹介いただいたかと思っております。

また、同様の趣旨で、都内の様々な労働団体、また個人の方々からも要請書、意見書が提出されていたかと思っております。そういった団体、さらには東京都内で働く労働者全体の代表として、職場、労働者一人一人の声を大切にして、耳を傾けて、この場でお伝えしていきたいと思っております。

実りある審議結果を出せるよう、労働側としても最大限の努力をしてみたいと思っております。

また、新型コロナに関してですが、2類から5類へ移行して行動制限も緩和し、企業活動や経済活動が再開されました。

ただ、一方で、第9波も懸念され、まだまだ感染者が増えてきており、予断を許さない状況かと思っております。

特に、業界からすると、観光業、ホテル業、航空・鉄道などの交通業、旅客業、飲食業などの産業においては、働く方々がなかなか集まらないというのも含めて、雇用の在り方をどうしていくべきなのかということにまで及んでおり、働く者の生活を維持して消費を回復させ、コロナ収束後の経済の持続的成長を実現するためにも、賃上げは一層必要不可欠なものと考えております。

ここ数年、労使の懸命な努力により、賃金の引上げが行われてきたと思っておりますが、その結果が、中小企業で働く多くの勤労者、パートタイム労働者、有期雇用契約で働く方々、そういった労働者にはまだまだ十分に行き

届いていないと思っております。

また、これから審議していくに当たりまして、今年の春闘、賃上げの状況、コロナ禍で落ち込んだ経済が回復に向かいつつある、まさにこの局面で、日本経済のステージを転換し、経済を持続的な成長へと導くためには、今年の春闘で、かつてない賃上げを決断した各労使、企業側と労働組合、労働組合が勝手にやっているわけではありません。その各労使の成果を組合がない未組織企業で働く労働者へも広く、確実に波及させる必要があると思っております。その手段として、最低賃金の引上げが重要だということでもあります。

また、日本経済の自立的成長に向けて、人への投資が不可欠であり、その重要な要素となる最低賃金の引上げがまた必要で、その水準は労働の対価にふさわしいものとすべきであると思っております。

現在の東京の地域別最低賃金は1,072円でございますけれども、この時給で、例えば、年間2,000時間働いたとしても、年収は200万円強にしかならず、この状態であれば、家族を養うどころか、ワーキングプア水準にとどまり、国際的にも低位ということであるかと思えます。

また、中賃の見解にもありましたが、物価上昇に関してであります。2021年度後半以降の物価上昇は、働く者、また生活者に、大きな打撃を与えていると。中賃の目安に関する公益委員の見解の中でも、先ほど御紹介の中でもあったかなと思えますが、地方に対して、地方最低賃金審議会への期待等という項目がありました。地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、自主性を発揮することを期待すると。

その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があること。という記載が先ほど御紹介ありました。公益見解の6ページ、174ページです。そちらのほうにも記載があります。

私どもの考え方は、全国で見れば、誰もが時給1,000円の実現に向けて取り組んでいくと。その全国の牽引役として、首都東京の役割は重要であると考えております。引き続き、時給1,500円を目指しての審議をしてまいりたいと思っております。

また、とりわけ中小零細企業におきましては、やはり価格転嫁の必要性

も強く感じております。大手がよければいいというわけではなく、やはり働く者、また、企業含めて、皆さんがしっかり価格転嫁して、賃金に反映されるような仕組みづくりをまた期待したいと思っております。

いずれにいたしましても、従来になく注目されている最低賃金、東京の審議会だと思っておりますので、真摯に、立場・立場で議論できることを期待しております。

私からは、以上であります。

もし、ほかの委員からもあれば、お願いしたいと思えます。

都留会長

労側の他の委員、よろしいですか。

ありがとうございました。

次に、使側委員の御意見を伺いたいと思えます。

神委員

ありがとうございます。

先ほど、中賃のメッセージを拝見したところでございますけれども、今年を目安審議は、全国加重平均 1,000 円という政府方針が掲げられた影響を受けまして、これまで以上に政府方針ありきの議論となってしまった印象を持っているということを、まず初めに申し上げておきたいと思っております。

中賃のほうからは、Aランクの目安額として、過去最高額を更新する 41 円が示されたところでございますけれども、東京の地域別最低賃金を議論するに当たりましては、最初から目安額ありきではなく、公益委員の見解に示されているとおり、東京都の経済の実態を見極めながら、自主性を発揮しつつ、丁寧な議論を行っていきたいと考えております。

使用者側委員といたしましては、かねてから繰り返し申し上げておりますとおり、引上げ額は最賃法 9 条で定められている地域における労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の 3 要素を十分に考慮した上で決めるべきものと考えております。

足下の急激な物価上昇が続いている中で、最低賃金を一定程度引き上げる必要があることにつきましては、理解するところでございますけれども、その具体的な引上げ額につきましては、明確なエビデンスに基づく議論によりまして、労使双方にとって納得感のある結論というものを導き出

さなければならぬと思っているところでございます。

今年の春季労使交渉で多くの中小企業でも、高水準の賃金引上げが実施されたと認識しているところでございますけれども、これはどちらかというところ、人材確保を目的とした防衛的な賃上げでございまして、これ以上のコスト増に対応していくことは、なかなか難しいのかなと思っております。

とりわけコロナ禍で傷んだ業種、業界におきましては、今後、ゼロゼロ融資の返済が本格化する中で、原材料費の高騰に人件費の上昇圧力まで加わりますと、経営自体が立ち行かなくなる懸念もございまして。

最低賃金を引き上げた結果、雇用が失われてしましましては元も子もないということも御理解をいただきたいというふうに考えております。

通常の事業の支払能力という観点からは、東京都の中小企業の景況感についても見ていく必要があるかと考えております。とりわけ先月令和5年7月の調査では、先行きについて、慎重な見方が強まっているということも示されておりますので、この点にも十分配慮していくべきだろうというふうに考えているところでございます。

また、中小零細企業に対する支援策とセットで議論することも合わせて重要なのかなというふうに思っております。

令和2年を除いて平成28年度以降、3%台の最低賃金の引上げが続いている状況を踏まえ、中小零細企業を取巻く環境にしっかりと配慮していくということが、これまで以上に必要なのではないかと考えております。

使用者側として、これまで以上に強く主張をしたいのは、仮に一定程度の引上げが行われるといたしましても、発効日につきましては、10月1日とせず、早くても令和6年1月1日とするということでございます。手取り額の減少を回避するためのいわゆる年収の壁の存在につきましては、最低賃金のさらなる引上げによってより大きな問題となります。インバウンド需要の回復などで人手不足が顕著となっている中で、就業調整による働き控えというものが起きれば、さらなる労働力不足、零細企業への悪影響が及ぶことは明らかであります。

年収の壁対策として、企業への助成金制度が政府のほうで新設されるよ

うでありますけれども、早くてもこれは令和5年度中ということで、今年の10月から12月で生じるであろう人手不足問題の解消には、十分に寄与しない恐れがございます。

さらに企業への助成金制度につきましては、いわば付け焼刃的な措置と言わざるを得ないというふうに考えておまして、年収の壁の抜本的な対策というものとは言いがたいのかなというふうに感じているところでございます。

従いまして、発効日を来年の1月に遅らせることの意義というのは非常に大きくて、使用者側としては引上げ額のみならず、発効日の取扱いを含めた幅広い議論をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

都留会長

ありがとうございます。使側の他の委員。

清田委員。

清田委員

今の神委員がおっしゃったことに全て尽きるのですけれども、改めて繰返しの主張となってしまいますが、先ほど、中央最低賃金審議会の戎野会長代理からのお話がありましたとおり、公労使この場でしっかりと審議をしていきたいと思っております。その際には、生計費、賃金、通常の事業の支払能力、この3要素に基づいた明確なデータに基づき、納得感のある結果、これを出していきたいと思っております。

とりわけ中賃で示された目安につきましては、生計費、特に物価に非常に重きを置いた結論になったと受け止めてございます。しっかりと賃金及び通常の事業の支払能力、こちらの2点についてもバランスよく検討した上で審議をしていきたいというところを改めて主張させていただきます。

また、最低賃金というものが罰則付きの強行法規であると。この点に十分に留意をした上で、都内の企業数の99%を占める中小企業、ひいては小規模企業自体も75%と非常に多くを占めている。この現状をしっかり受け止めて、こうした中小、小規模事業者の支払能力というものを、十分に考慮した上で審議をしていきたいと思っております。

以上です。

都留会長

ありがとうございます。使側の他の委員の方、御意見はありますか。
加藤委員。

加藤委員

ありがとうございます。重ならない範囲で一言申し上げます。

中賃の目安額、41円が示されておりますけれども、これは東京では引上げ率にして3.8%となります。この数字は、昨年2.98%という大幅な改定があったわけですけれども、それよりもさらに1ポイント近いアップということで、まさに異次元という感想を持たざるを得ません。

それから、全国加重平均1,000円以上ということについてですが、早い時期からの度々の総理の御発言もあり、予定されたこととはいえ、現実にはこの引上げが行われました場合に、都内中小企業の経営やその雇用への影響を考えますと、例年にも増して、慎重な審議が必要であると考えております。

さらに、これは一部の中小企業経営者からも既に心配する声が上がっておりますが、それは、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行うとされていることでございます。この方針が決定された場合には、あたかも年次の行政計画を淡々とこなしていくというようなことになるのではないかと危惧する経営者もおります。

昨年度は、改定後の最賃未満の労働者の割合、影響率でございますけれども、これは全国で19.2%でした。今年度は20%を超えるのではないかとという報道もされております。安定した法制度の運用ということを考えてときに、この20%という重い数字が、適当なのかを考える必要があるとも思っています。

また、毎回申し上げますけれども、そもそも法は、この最低賃金制度を1円の財政負担も伴わない経済施策のように使うことを想定して制定されているのか、という疑問が年ごとに強くなってきております。

最後にしますが、中賃では、消費者物価指数に根拠を求めた結果となっておりますが、東京の審議会においては、ぜひとも、依然として厳しい状況にあります中小企業の実情に配慮した、バランスの取れた審議についてお願いをしたいと思います。

以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。

それでは、使側の他の委員の方、いらっしゃいますか。

よろしいですね。

それでは、中央最低賃金審議会の答申を参考として、今後、専門部会において、金額審議をお願いしたいと思います。

続きまして、議事（２）「東京都最低賃金改正決定に係る意見について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

賃金課長

東京都最低賃金の改正決定に係る意見につきましては、最低賃金法第25条第5項・同法施行規則第11条第1項に基づきまして、令和5年7月3日付け意見聴取の公示を行わせていただきました。提出期日までに108件の意見書の提出がございましたので、本日、「資料（その1）」としてお手元にお配りしております。

また、意見書ではございませんが、要請書等の御提出もございましたので、参考資料としてお配りしております。

それでは、意見書の要旨及び要請書等につきまして、事務局より説明させていただきます。

賃金課長補佐

各労働団体からいただきました意見書に関しまして、その要旨を御紹介いたします。

お手元の「第434回 東京地方最低賃金審議会資料（その1）目次」と題された資料綴りを御覧ください。

こちら、1ページ目から「意見書提出者の一覧」という形で記載させていただいてございまして、5ページ目から、具体的に、各団体からの意見書を五十音順という形で掲載してございます。こちら御紹介させていただきます。

まず、初めの5ページ目の「コミュニティユニオン東京女性会議」様でございまして、本意見書につきましては、「東京地方労働組合評議会女性センター」に取りまとめでいただきまして、一括で御提出をいただいております。一括で御提出いただきました同趣旨の意見と一緒に御紹介させていただきます。

55ページをお開きください。

55 ページ、「東京地方労働組合評議会女性センター」様からの御意見です。

「物価高騰に負けない最低賃金の大幅引き上げを行うこと」「誰もが希望を持って結婚・妊娠・出産・子育て等の選択ができ、人間らしい生活が営める最低賃金の大幅な引き上げを行うこと」「男女賃金格差=差別をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則の実現と最低賃金の大幅引き上げを行うこと」との御意見をいただいております。

同組合に取りまとめいただいた他の組織からも同趣旨の御意見をいただいております。

具体的には、先ほど申し上げました5ページの「コミュニティユニオン東京女性会議」様。

13 ページの「新宿区労働組合総連合女性センター」様。

43 ページの「東京自治労連女性部」様。

47 ページの「東京私立学校教職員組合連合女性部」様でございます。

同趣旨の御意見に加えまして、追加の意見をいただいております。

具体的には「地域間の格差をなくし、全国一律最賃 1,500 円を実現すること」を追加しておりますのが、19 ページの「全印総連東京地連女性部」様。

51 ページの「東京地方医療労働組合連合会女性部」様でございます。

さらに、「憲法 25 条を遵守した最低賃金の確定を」という意見項目を追加しておりますのが、273 ページの「八王子労連女性センター」様でございます。

また、71 ページの「東京都教職員組合女性部」様、277 ページの「目黒区労働組合総連合」様からは、今すぐ、時間当たりの最低賃金を 1,500 円以上に引き上げるよう求めるとの趣旨の御意見をいただいております。

続きまして、7 ページの「自治労連特別区職員労働組合連合会」様でございますが、本意見書につきましては、「東京春闘共闘会議」様に取りまとめいただき、一括で御提出をいただいております。一括で御提出いただいた同趣旨の意見と一緒に御紹介させていただければと思います。

45 ページをお開きください。「東京春闘共闘会議」様からの御意見です。

「東京で早期に時給 1,500 円の実現へ、大幅な最賃額の改定をしてください。」「中小零細事業者に対し、賃金体系の底上げができるように『生産性向上』とは切り離れた支援策を拡充してください。」「非正規など多様な労働者が組織内に存在することから審議委員の選任に当たっては私たちの代表も加え、より広い産業・職業、様々な雇用形態を対象にして、その特性から発する意見を募り、より実態を反映した議論ができるようにしてください。」「近年において最賃の影響率が高まっている状況においては、最賃近傍で働く人たちの生活実態や切実な要望は、審議の判断にも極めて重要なことだと考えます。幾つかの地方審議会において実施されている当事者や当該の組合・団体が行う意見陳述の機会を東京の審議会においても実行してください。」との御意見をいただいております。

同組合に取りまとめいただいた他の組織からも同趣旨の御意見をいただいております。

具体的には、7 ページの「自治労連特別区職員労働組合連合会」様。

11 ページの「新宿区労働組合総連合」様。

29 ページの「東京自治体労働組合総連合」様。

31 ページの「東京自治体労働組合総連合・医療部会」様。

33 ページの「東京自治体労働組合総連合児童館・学童保育協議会」様。

35 ページの「東京自治体労働組合総連合社会福祉部会」様。

37 ページの「東京自治体労働組合総連合税務部会」様。

39 ページの「東京自治体労働組合総連合保育部会」様。

41 ページの「東京自治体労働組合総連合現業評議会」様。

53 ページの「東京地方労働組合評議会」様。

275 ページの「民放労連関東地方連合会」様でございます。

続きまして、9 ページの「渋谷区労働組合総連合」様からの御意見です。

「物価高騰に負けない最低賃金 1,500 円への大幅引き上げを行うこと。」
「誰もが希望を持って結婚・妊娠・出産・子育て等の選択ができ、人間らしい生活が営める最低賃金の大幅な引き上げを行うこと。」
「男女賃金格差＝差別をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則の実現と、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。」との意見でございます。

続きまして、15 ページ、「墨田区労働組合総連合」様からの御意見です。

「最賃制度の抜本的な改善」として「全国一律の全国最低賃金制度」、そして「『どこでもだれでも 8 時間働けば』人間らしい生活ができる時給 1,500 円の実現」を望むとの御意見です。

続きまして、17 ページでございまして、「生協労連コープネットグループ労働組合」様からの御意見です。

「2022 年の最賃改定」が「物価上昇率には届かない改定率」となる中、東京労働局長に対し「今年 1 月に」「再改定」を求めたが実現しなかった点を踏まえ、2023 年度の議論をしていただきたい。「生協職場で働く従業員の暮らしも非常に逼迫しています。」「すべての人の最低生計費を保障する最賃制度の確立を」「最低賃金の引上げは、中小企業支援策とセットで」「東京の最低賃金審議会でも、議論の改定の透明性や公正性を高めるための改善を進めていただくことを要望します。」などの趣旨の御意見をいただいております。

続きまして、21 ページ「全国一般労働組合全国協議会」様からの御意見です。

本部のほか、「全労協全国一般東京労働組合」「全国一般労働組合東京南部」「全国一般東京東部労働組合」「全国一般三多摩労働組合」の連名での御意見となっております。

「最低賃金額の大幅引上げと時給 1,500 円以上を求めます。」「物価急騰の折、今年度の最低賃金は、10 月といわずできるだけ早く改定増額をすること。」「『生活保護との整合性』に関しては、一人親世帯等の生活保護水準との比較では、なお最低賃金のほうが低い。最低賃金額は ILO 勧告を尊重し、少なくとも一人親世帯が何とか暮らせる時給 1,500 円以上の水準とすること。」「傍聴制限なしで全ての審議会を公開し、議事要旨・議事録は速やかに公表すること。」「異議申し立てを含めた、意見陳述を認めること。」という御意見です。

続きまして、25 ページの「全労連・全国一般労働組合東京地方本部」様からの御意見です。

「『企業の支払い能力』を最賃決定要素から外し」、また「世界の主流で

ある全国一律最賃制を早期に実現していただきたい。」「今の物価高騰を十分に加味し、生計費に基づいた最賃とすべく、東京では今すぐ時給 1,500 円とされたい。」「最賃の引き上げに伴う非正規労働者、若年層の労働者の賃金引き上げは間接的に中小零細企業の支援につながることを考慮して審議してください。」「東京でも最低賃金で生活する労働者の意見陳述をぜひ実現していただきたい。」などの御意見です。

続きまして、27 ページでございまして、「全労連・地域労組こうとう」様からの御意見です。

当該団体が取りまとめていただいた組合員の個人の意見の記載された葉書 68 枚が提出されてございます。

「全国どこでも早期に時間額 1,500 円に引き上げ、東京では今すぐ 1,500 円を実現すること。」「最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度とすること。」「最低賃金額は、時間額だけではなく、日額、月額も明示すること。」「最低賃金額引き上げにともない、中小企業支援策を拡充すること」という御意見でございます。

続きまして、49 ページの「東京地方医療労働組合連合会」様からの御意見です。

「医療・介護・福祉現場」の労働者の「人手不足を解消する基本賃金改善」のため、また、「非正規労働者の中では、最低賃金近い時給で働く労働者もあり、コロナ禍での過酷な労働実態に見合う賃金にはなっていない状況があります。」として、「あらためて最低賃金法第 1 条の目的に沿って早期に東京都の最低賃金 1,500 円以上の実現を求める。」との御意見です。

続きまして、57 ページでございます。「東京地方労働組合評議会青年部協議会」様からの御意見です。

物価高騰や東京地評の生計費調査結果などから「東京で早期に最低賃金時給 1,500 円の実現を」との御意見です。

続きまして、61 ページ、「東京地方労働組合評議会パート・非正規労働者連絡会」様からの御意見です。

「ツイッターデモ」で寄せられた当事者の「切実な声を受け止めてください。」「世界に後れを取る日本の最低賃金」 「『全国加重平均 1,000 円』

実現では物価高騰に追いつきません。」「中小企業の最低賃金引上げが必要と考えています。」「官製ワーキングプアをなくし、住民のために働く会計年度任用職員の処遇改善を」「物価高騰を受けて、最低賃金 1,500 円実現が切実」などとして「全国一律最低賃金 1,500 円以上を求める意見」でございます。

続きまして、73 ページ、「東京土建一般労働組合」様からの御意見です。

「私たちの要求は全国一律時間額 1,500 円以上、東京で早期に 1,500 円を実現することです。1,500 円に向けて、最賃額を大幅に引き上げてください。」「中小零細事業者に対し、賃金体系の底上げができるよう生産性向上とは切り離れた支援策を拡充してください。」「審議委員の選任にあたっては、非正規・パートアルバイトなど、また多様な職業の従事者を組織する東京春闘共闘会議の代表も加えて、より広い産業・職業、様々な雇用形態を対象にして、その特性から発する意見を募り、より実態を反映した議論ができるようにしてください。」「審議会において、東京で最低賃金に近い収入で暮らす労働者や当該の組合・団体が行う意見陳述を実行してください。」との御意見をいただいております。

本意見につきましては、74 ページから 90 ページまで及び、91 ページから 121 ページまでの添付資料に多くの組合員の要望が載せられてございます。

また、同組合の各支部・各分会から同様の御意見をいただいております。

具体的には、123 ページ足立支部様。

125 ページ、荒川支部荒川分会様。

127 ページ、荒川支部事業所分会様。

129 ページ、荒川支部西尾久分会様。

131 ページ、荒川支部日暮里 1 分会様。

133 ページ、荒川支部日暮里 2 分会様。

135 ページ、荒川支部東尾久 1 分会様。

137 ページ、荒川支部東尾久 2 分会様。

139 ページ、荒川支部町屋北分会様。

141 ページ、荒川支部町屋南分会様。

- 143 ページ、荒川支部南千住分会様。
- 145 ページ、板橋支部様。
- 147 ページ、葛飾支部様。
- 149 ページ、清瀬久留米支部様。
- 151 ページ、小金井国分寺支部様。
- 153 ページ、小金井国分寺支部小金井西部分会様。
- 155 ページ、小金井国分寺支部小金井第一分会様。
- 157 ページ、小金井国分寺支部国分寺第一分会様。
- 159 ページ、小金井国分寺支部国分寺第二分会様。
- 161 ページ、小金井国分寺支部国分寺第三分会様。
- 163 ページ、小金井国分寺支部国分寺第四分会様。
- 165 ページ、小金井国分寺支部国分寺西分会様。
- 167 ページ、小金井国分寺支部東小金井分会様。
- 169 ページ、小金井国分寺支部前原町分会様。
- 171 ページ、狛江支部様。
- 173 ページ、品川支部様。
- 175 ページ、新宿支部様。
- 177 ページ、新宿支部大久保分会様。
- 179 ページ、新宿支部神楽坂分会様。
- 181 ページ、新宿支部新都心分会様。
- 183 ページ、新宿支部高田馬場分会様。
- 185 ページ、新宿支部余丁町分会様。
- 187 ページ、新宿支部四谷分会様。
- 189 ページ、墨田支部様。
- 191 ページ、多摩西部支部様。
- 193 ページ、西多摩支部様。
- 195 ページ、西多摩支部あきる野第一分会様。
- 197 ページ、西多摩支部あきる野第三分会様。
- 199 ページ、西多摩支部あきる野第四分会様。
- 201 ページ、西多摩支部あきる野第五分会様。

203 ページ、西多摩支部青梅第一分会様。
205 ページ、西多摩支部青梅第二分会様。
207 ページ、西多摩支部青梅第三分会様。
209 ページ、西多摩支部青梅第五分会様。
211 ページ、西多摩支部青梅第六分会様。
213 ページ、西多摩支部羽村第一分会様。
215 ページ、西多摩支部羽村第二分会様。
217 ページ、西多摩支部檜原分会様。
219 ページ、西多摩支部福生第二分会様。
221 ページ、西多摩支部福生第四分会様。
223 ページ、西多摩支部瑞穂第一分会様。
225 ページ、西多摩支部瑞穂第二分会様。
227 ページ、西東京支部様。
229 ページ、西東京支部第1分会様。
231 ページ、西東京支部第2分会様。
233 ページ、西東京支部第3分会様。
235 ページ、西東京支部第4分会様。
237 ページ、西東京支部第5分会様。
239 ページ、西東京支部第6分会様。
241 ページ、西東京支部第7分会様。
243 ページ、西東京支部第8分会様。
245 ページ、八王子支部様。
247 ページ、八王子支部事業所分会様。
249 ページ、八王子支部第1分会様。
251 ページ、八王子支部第2分会様。
253 ページ、八王子支部第3分会様。
255 ページ、八王子支部第4分会様。
257 ページ、八王子支部第5分会様。
259 ページ、八王子支部第6分会様。
261 ページ、八王子支部第7分会様。

263 ページ、八王子支部第 8 分会様。

265 ページ、八王子支部第 9 分会様。

267 ページ、八王子支部第 10 分会様。

269 ページ、港支部様。

271 ページ、港支部みなと分会様でございます。

続きまして、279 ページ、「目黒地区労働組合協議会」様からの御意見です。

「東京だけが 10 年間、『上乘せなし』の中賃目安額どおりの引き上げでした。」「最賃引き上げ率 A ランク地域、中でも東京は抑え込まれてきました。」「急激な物価上昇、東京の物価高に応じた最低賃金を求めます。」「東京での、急激な不動産価格上昇の考慮を求めます。」「東京の賃金上昇に見合った東京最賃を求めます。」「東京の地場賃金は既に高くなっており、最賃の大幅引き上げが必要です。」「支払い能力に問題ない公共部門の賃金引き上げのため、最賃引き上げが必要です。」「ひとり親家庭の家計を支えられる最低賃金を求めます。」「最低賃金の国際的指標を勘案して東京の最低賃金大幅引き上げが必要です。」「東京も世界の都市の最低賃金に肩を並べる最低金利を求めます。」「審議の透明化、最低賃金に直接影響を受ける労働者の参加、意見陳述を求めます。」との御意見です。

以上が、令和 5 年度の東京都の最低賃金額の審議に当たって、寄せられた御意見となります。

続きまして、意見書ではございませんが、最低賃金に関する要請や参考資料の提出がございましたので、御紹介いたします。

お手元にお配りしてございます 1 枚目に「第 434 回 東京地方最低賃金審議会 参考目次」と題された資料の綴りを御覧ください。

参考 1 は、「東京春闘共闘会議」様から御提出をいただきました「自治体キャラバン 19 全都募集時給調査報告(2022 年 10 月実施、調査件数 2,393 件)」と題する調査結果報告書でございます。

こちらは同組織から直接委員の皆様に対して書類提出されてございますので、「別途配布」として、皆様のお手元に黄色い表紙の綴りをお配りしてございます。

参考2は、「目黒地区労働組合協議会」様から提出されました「東京での最低賃金審議・決定にあたって、全ての審議の公開、積極的な広報・広聴の徹底、最低賃金周辺で働く者の参加・意見陳述や公聴会の開催、パブリックコメントの実施を求めます。」と題する書面でございます。

参考3は、「東京弁護士会」様から御提出いただきました「最低賃金額の大幅な引き上げを求める会長声明」と題する書面でございます。

参考4は、「全日本年金者組合東京都本部女性部」様から提出をいただきました「最低賃金の確定にむけての意見 高齢になっても尊厳ある生活が営めるよう最低賃金の大幅引き上げを」と題する書面でございます。

参考5は、「日本民主青年同盟東京都委員会」様から御提出いただきました「若者の暮らしを守るため最低賃金の引き上げが必要 最低賃金1,500円以上を求める意見書」と題する書面でございます。

参考6は、「日本共産党東京都議会議員団」様から御提出いただきました「最低賃金の大幅引き上げの実現に関する申し入れ」と題する書面でございます。

参考資料の説明は以上となります。

私からの説明は以上となります。

都留会長 ありがとうございます。提出された意見書等について、何か御意見、御感想がございますか。労側の委員、いかがでしょうか。

田代委員 たくさんの働いている仲間からの意見書だと認識しています。私ども労働者側6名でありますけれども、重く受け止めて、しっかり審議に反映させていきたいと思っております。

以上でございます。

都留会長 労側の他の委員からございますか。よろしいですか。

使側委員はいかがですか。

神委員 ありがとうございます。一言申し上げます。

様々な立場の多くの団体等から、貴重な御意見、御要請が寄せられたことを受け止めまして、今後の審議には慎重に臨んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

都留会長

使側の他の委員、御意見ありますか。よろしいですか。

それでは、今回提出された意見書を通じて、働いている方々の様々な実態が伝わってきたと思います。

また、審議会の運営に関しても、様々な御意見があるということを理解いたしました。

次に、議事（３）「労働経済関係統計資料等について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

私からは、お手元にお配りしております資料集のうち、２点について説明をいたします。

まず、お手元の「資料（その２） 目次」と記載しております資料集を御覧ください。

１ページからの資料１は「主要指標の推移」です。

３ページからの「資料１－１」を御覧ください。「労働経済関係資料（その１）（その２）」は、７月３日に開催されました第４３３回本審でお配りしたものの更新資料です。

その１は、雇用、賃金、労働時間、求人倍率等の雇用状況に関する資料です。

その２は、鉱工業指数、所得・消費、物価指数、企業倒産等の雇用を取り巻く経済環境に関する資料です。その２のうち、前回お配りした資料から数値が更新されているものがございます。「東京都工業指数」の令和４年以降と、「全国の鉱工業指数」の令和２年以降の数値です。「全国の鉱工業指数」は、基準改定があり、令和２年基準の数値を記載しています。

７ページの「資料１－２」を御覧ください。東京都及び内閣府が発表している、都内総生産及び国内総生産の名目、支出側の数値です。東京都の数値は令和２年度までが公表されています。

９ページの「資料１－３」を御覧ください。内閣府が発表している、１人当たりの所得、雇用者報酬の、東京都と全国の数値です。

１１ページの「資料１－４」を御覧ください。東京都産業労働局が発表している、設備投資を実施した東京都の中小企業の４半期ごとの数値です。

１３ページの「資料１－５」を御覧ください。内閣府が発表している、全

国の機械受注総額です。注釈にありますとおり、船舶、電力を除いた数値です。

15 ページの「資料 1 - 6」を御覧ください。国土交通省が発表している、着工新設住宅戸数の、東京都と全国の数値です。

17 ページの「資料 1 - 7」を御覧ください。経済産業省が発表している、百貨店・スーパーの商品販売額の、東京特別区と全国の数値です。

19 ページからの資料 2 は、「経済情勢関係資料」です。

21 ページからの「資料 2 - 1」を御覧ください。7 月 3 日に日本銀行が発表した、「短観(概要)2023 年 6 月」です。全国の景況を示す指標として、全国の約 1 万社の企業を対象に、四半期ごとに実施している調査です。

39 ページからの「資料 2 - 2」を御覧ください。本年 7 月 25 日に東京都産業労働局が発表した、「東京都中小企業の景況(令和 5 年 7 月調査)」です。

45 ページからの資料 3 は、「賃金関係資料」です。

47 ページの「資料 3 - 1」を御覧ください。厚生労働省が発表している、「東京都の高卒、大卒の新規学卒者の初任給の額」と「東京都の新規学卒者の所定内給与額」です。注釈にありますとおり、令和 2 年から、集計方法が変更されています。従来の初任給額の調査を廃止し、新規学卒者に該当する者の 6 月分の所定内給与額(通勤手当を含む)を集計する方法に変更しています。

49 ページの「資料 3 - 2」を御覧ください。厚生労働省が発表している、東京都の短時間労働者・女性の 1 時間当たりの所定内給与額の推移です。注釈にありますとおり、令和 2 年以降、集計方法が変更されています。

51 ページの「資料 3 - 3」を御覧ください。厚生労働省が発表している、女性の短時間労働者の 1 時間当たりの所定内給与額の推移について、東京を含めた A ランク 都県及び全国平均をまとめたものです。注釈にありますとおり、令和 2 年以降、集計方法が変更されています。

53 ページからの「資料 3 - 4」を御覧ください。こちらも 7 月 3 日に開催されました第 433 回本審でお配りしたものの更新資料です。東京都産業労働局が発表している、東京都内の 1,000 の労働組合を対象にした令和 5

年・春季賃上げ状況の最終結果です。53 ページは要求状況、55 ページは妥結状況、57 ページは過去 10 年間の要求・妥結結果です。いずれも加重平均の数値です。要求状況より妥結状況が上回っている産業があるのは、組合員数が多い労働組合で要求額よりも妥結額が大きい場合などによるものこととございました。

59 ページからの資料 4 は、「生計費関係資料」です。

61 ページの「資料 4 - 1」を御覧ください。人事院、各都道府県及び東京特別区の人事委員会が公表している、標準生計費の推移について、A ランク都県の主要都市と全国平均をまとめたものです。「標準生計費」とは、総務省統計局のホームページによりますと、「標準的な生活モデルを設定し、その生活に要する費用を算定したもの」とされています。

63 ページから 65 ページまでの「資料 4 - 2」を御覧ください。総務省が発表している、家計収支の推移を、A ランク都県の主要都市についてまとめたものです。

67 ページの「資料 4 - 3」を御覧ください。総務省統計局が発表している、消費者物価地域差指数の推移を、A ランク都県の主要都市についてまとめたものです。令和 3 年分までが公表されています。

69 ページの「資料 4 - 4」を御覧ください。総務省が発表している、平均消費性向の、東京都区部と全国の数値です。注釈にありますとおり、平均消費性向とは、可処分所得に対する消費支出の割合です。

71 ページからの資料 5 は、「最低賃金の推移関係資料」です。

73 ページの「資料 5 - 1」を御覧ください。A ランク都県について、最低賃金額、引上率及び発効日をまとめたものです。

75 ページの「資料 5 - 2」を御覧ください。A ランク都県の最低賃金額と一般賃金水準の比較です。一般労働者、短時間・女性労働者、高卒初任給についてまとめたものです。先ほど申し上げたとおり、短時間・女性労働者と高卒初任給については、令和 2 年から集計方法が変更されています。

77 ページ、「資料 5 - 3」を御覧ください。地域別最低賃金の影響率と未満率について、A ランク都県及び全国加重平均をまとめたものです。注釈にありますとおり、影響率とは、最低賃金額を改定した場合、その改定

後の最低賃金額を下回る労働者の割合です。未満率とは、現在設定されている最低賃金を下回っている労働者の割合です。

79 ページからの資料 6 は「令和 5 年度最低賃金に関する基礎調査結果」です。

81 ページの「資料 6 - 1」を御覧ください。調査の概要です。調査の地域、東京都。調査産業、日本標準産業分類に定める産業のうち、100 人未満の製造業、情報通信業のうち新聞業、出版業、30 人未満の卸売業、小売業等、です。調査事業所、令和 5 年 6 月 1 日現在の民営事業所で 1 年以上継続して事業を営んでいる事業所から一定の方法により抽出した約 3,800 事業所。対象労働者、約 21,000 人です。

調査結果については、83 ページからの「資料 6 - 2」を御覧ください。

「総括表（1）」は、全労働者を対象とした、事業所の規模別、労働者の年齢別の集計結果です。一番左の列を御覧ください。こちらは「時間当たりの所定内賃金額」で、金額が 1 円刻みになっています。左から 2 列目を御覧ください。こちらは「合計」で、上段の数値は、1 時間当たりの所定内賃金額が支払われている累積労働者数、下段の括弧書きの数値は、累積構成比のパーセンテージです。

本調査における未満率について、御説明します。現在、東京都の最低賃金は 1,072 円ですので、一番左の列「時間当たりの所定内賃金額」の中ほどにある 1,071 円の行を御覧ください。その右隣の「合計」の上段は 38,495、カッコ内は 2.0%となっています。令和 5 年度の全体の未満率は 2.0%になります。

87 ページを御覧ください。こちらの表は短時間労働者を対象とした、事業所の規模別、労働者の年齢別の集計結果です。同じように、一番左の列「時間当たりの所定内賃金額」の中ほどにある 1,071 円の行を御覧ください。

その右隣の「合計」の上段は 11,871、括弧内は 1.6 となっています。令和 5 年度の短時間労働者の未満率は 1.6%になります。

91 ページを御覧ください。「総括表（2）」は、全労働者を対象とした、男女・年齢別の集計結果です。表の概ね左半分が男性、右半分が女性です。

一番左の列「時間当たりの所定内賃金額」の中ほどにある 1,071 円の行

を御覧ください。その2つ右の枠内の「男性計」の括弧内は2.0となっています。令和5年度の男性労働者の未満率は2.0%になります。同じ行をそのまま右にお進みいただきますと、「女性計」がございませう。括弧内は2.1となっております。令和5年度の女性労働者の未満率は2.1%になります

95 ページを御覧ください。こちらの表は短時間労働者を対象とした、男女・年齢別の集計結果です。一番左の列の中ほどにある1,071円の行を御覧ください。その2つ右の枠内の「男性計」の括弧内は0.6となっております。そのまま右にお進みいただきますと、「女性計」、括弧内は2.0となっております。女性短時間労働者の未満率は2.0%になります。

99 ページからの「資料6-3」を御覧ください。総括表をグラフで示したものです。

99 ページは、労働者全体を1円刻みで表したものです。

101 ページを御覧ください。短時間労働者を1円刻みで表したものです。

103 ページを御覧ください。労働者全体と短時間労働者を10円刻みで表したものです。

105 ページを御覧ください。労働者全体と短時間労働者を100円刻みで表したものです。

107 ページの「資料6-4」を御覧ください。東京都最低賃金の未満率の推移をまとめたものです。

109 ページの「資料6-5」を御覧ください。東京都最低賃金の影響率の推移をまとめたものです。

111 ページからの資料7は、「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」です。

113 ページを御覧ください。毎年1月から3月にかけて、全国の労働基準監督署において、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施しています。東京労働局と全国の数値をまとめたものです。

115 ページからの資料8は「賃金引上げ等生産性向上に向けた支援策」です。

117 ページを御覧ください。令和5年度業務改善助成金の御案内です。

業務改善助成金は、事業所内で最も低い時間給を 30 円以上引き上げた中小企業、小規模事業者に対して、設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

121 ページを御覧ください。中小企業の生産性向上等に係る支援策のうち、経済産業省関連施策及び厚生労働省関連施策をまとめたものです。

中小企業等の生産性向上等に係る支援策として、業務改善助成金をはじめ、キャリアアップ助成金など、様々な支援策がございます。

東京労働局、各監督署におきましても、これらの制度の周知を行ってまいります。

続きまして、お手元の「資料（その 3） 目次」と記載しております資料集を御覧ください。

こちらは、中央最低賃金審議会及び目安に関する小委員会において配付された資料をまとめたものです。

1 ページからの資料 1 は、「第 2 回目安に関する小委員会」で配布された資料です。

3 ページからは「資料 NO. 1 令和 5 年賃金改定状況調査の結果」です。

3 ページは「調査の概要」です。賃金改定状況調査は、毎年度の最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資するよう、労働者の賃金改定の状況等を把握するために実施している一般統計調査です。

8 ページからは、調査結果の 1 つである「第 4 表」です。第 4 表とは、常用労働者数 30 人未満の企業に属している民営事業所に対し、前年 6 月と当年 6 月の労働者の賃金等を調査することで、時間当たり所定内賃金の賃金上昇率を把握するものです。

8 ページは「第 4 表①一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）」です。

9 ページは同じく「第 4 表②一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）」です。

10 ページは「第 4 表③令和 4 年 6 月と令和 5 年 6 月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計」です。

15 ページからは「資料 No. 2 生活保護と最低賃金」に関する資料で

す。

19 ページからは「資料No. 3 地域別最低賃金額、未満率及び影響率」に関する資料です。

23 ページからは「資料No. 4 賃金分布に関する資料」です。

63 ページからは「資料No. 5 最新の経済指標の動向」に関する資料です。

111 ページからは「参考資料No. 1 委員からの追加要望資料」です。

127 ページからは「参考資料No. 2 足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)」です。

133 ページからは「参考資料No. 3 主要統計指標(更新部分のみ抜粋)」です。

143 ページからの資料2は、「第3回目安に関する小委員会」で配布された資料です。

145 ページからは「参考資料No. 1 足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)」です。

149 ページからは「参考資料No. 2 主要統計指標(更新部分のみ抜粋)」です。

151 ページからの資料3は「第4回目安に関する小委員会」で配布された資料です。

153 ページからは「参考資料No. 1 委員からの追加要望資料」です。

155 ページからは「参考資料No. 2 足下の経済状況等に関する補足資料」です。

161 ページからは「参考資料No. 3 主要統計資料(更新部分のみ抜粋)」となっております。

私からの御説明は以上です。

都留会長

ありがとうございました。

資料(その2)と(その3)が一括して説明されました。

ただいまの説明の内容について、何か御質問があればお願いいたします。

よろしいですか。

よろしければ、議事(4)のその他に進みます。

何か予定の議題以外に、審議すべき事項がございますか。

(「なし」の声あり)

都留会長 特にないようですので、審議終了といたします。

本日の議事録は、東京地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は私が、労側委員は高野委員、使側委員は加藤委員に確認をお願いします。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いします。

賃金課長 次回の開催日程でございますが、後日事務局より御連絡をさせていただきます。

皆様の御出席をよろしく願いいたします。

以上です。

都留会長 それでは、本会はこれにて終了といたします。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。